**令和４年度江東区観光土産品開発事業費助成金交付事業実施要領**

１ 事業の目的

江東区内観光の魅力向上及び区内産業の発展に資するため、観光土産品開発事業に対して、その経費の一部を助成することにより、土産品開発の促進を図ることを目的とする。

２ 助成対象団体等

助成金の交付対象となる団体等（以下「助成対象団体等」という。）は、　　　江東区内に事務所及び活動場所を有する企業・団体等で、原則として一般社団法人江東区観光協会の会員とする。ただし、理事長が特に認める場合は、江東区内に住所又は主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる会員以外の企業・団体等を助成対象とすることができる。

３　助成対象外団体等

　次に掲げる団体等については、助成の対象としない。

(1) 政治活動を行うことを目的とした団体等

(2) 宗教活動を行うことを目的とした団体等

(3) 暴力団及び暴力団員の統制下にある団体等

(4) 前年度の法人都道府県民税（個人事業者にあたっては市区町村民税）の滞納がある団体等

４ 助成対象事業

江東区の新たな観光土産品として観光振興に寄与すると認められる製品の開発及び販売に係る事業とする。

５ 助成対象経費

助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。ただし、助成対象団体等が自らデザイン、印刷、製作等を行うことにより支出を伴わないものについては、助成の対象としない。

(1) 製品開発に必要な設備導入費

(2) 製品のデザイン開発に直接必要な経費

(3) 製品用の包装紙、箱、紙袋その他の製品を包装するもの及び製品を包装するために使用するシール(以下「包装紙等」という。)のデザインの開発に直接必要な経費。ただし、包装紙等の製作費用については初回製作分のみ助成対象とする。

(4) 試作品の製作に直接必要な経費

(5) 商標登録に必要な経費

(6) 助成を受けようとする観光土産品の広告掲載料、看板、チラシ作成費等観光土産品の宣伝に直接必要な経費。ただし、看板及びチラシ作成費用については初回製作分のみ助成対象とする。

６ 助成金の交付額

助成金の交付額は、補助対象経費の3分の2以内の範囲（50万円を限度）とし、かつ予算の範囲内とする。また、助成金の額は、1,000円単位とし1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

７ 交付の申請

助成金の交付を受けようとする者は、江東区観光土産品開発事業費助成金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに理事長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 法人都道府県民税納税証明書（個人事業者の場合は市区町村民税納税証明書）

(4) その他理事長が必要と認める書類

８ 交付申請の審査

助成金の交付決定にあたっては、江東区観光協会理事会で審査し決定する。

９ 交付の決定

　 理事長は、審査の結果、事業趣旨及び企画の評価を総合的に評価し、適当と認められるものについては、江東区観光土産品開発事業費助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認められるものについては、江東区観光土産品開発事業費助成金交付不承認通知書（第3号様式）により、申請者に速やかに通知するものとする。

また、理事長は、交付決定に際し、条件を付すことができるものとする。

10 交付決定の変更等の申請

助成金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）が次のいずれかに該当する場合には、速やかに江東区観光土産品開発事業費助成金に係る補助事業の変更・中止(廃止)承認申請書（第4号様式。以下「変更・中止(廃止)承認申請書」という。)を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業に実質的影響のない軽微なものを除く。

(2) 助成対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(3) 助成対象事業を中止又は廃止しようとするとき。

11　交付決定の変更及び通知

理事長は、変更・中止(廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容を　審査したうえ、適当と認められるものについて江東区観光土産品開発事業費助成金に係る補助事業の変更・中止(廃止)承認書（第5号様式)により、交付対象者に通知するものとする。

また、理事長は、変更・中止(廃止)承認に際し、必要な条件を付すことができるものとする。

12　実績報告

交付対象者は、助成事業が完了したときは、速やかに江東区観光土産品　　開発事業費助成金実績報告書（第6号様式）を理事長に提出するものとする。

13　助成金額の確定及び通知

理事長は、実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容を審査に　　より、当該報告に係る助成事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、江東区観光土産品開発事業費助成金交付額確定通知書（第7号様式）により交付対象者に通知するものとする。

14　助成金の交付請求及び交付

助成金の交付の額の確定後、交付対象者は、江東区観光土産品開発事業費助成金請求書（第8号様式）を理事長に提出するものとする。理事長は、前項の交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

15　是正のための措置

理事長は、審査及び現地調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができるものとする。

16　決定の取消し等

理事長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、当該交付決定若しくは助成金の額の決定の全部又は一部を取り消し、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 虚偽の申請、その他不正な手段により交付決定を受け、又は助成金の額の決定を受けたとき。

(2) 助成金の全部又は一部を他の用途に使用したとき。

(3) 理事長の承認なしに当該事業を中止若しくは廃止し、又は内容を変更したとき。

(4) 助成金交付の決定内容、これに付した条件又は法令に違反したとき。

なお、理事長は、助成金の交付の取消しをした場合は、速やかにその旨を事業者に通知するものとする。また、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

17　補助金の返還

　　理事長は、助成事業の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に

　関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるもの

　とする。

また、この場合の助成金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、[江東区補助金等交付事務規則(平成20年3月江東区規則第24号)](http://www.city.koto.lg.jp/reiki-koho/reiki_honbun/g1091517001.html#top)を参考にして行うこととする。

18　助成事業の経理

助成対象者は、助成事業に係る収支を記入した帳簿を設けて支出関係書類及びその他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならないものとする。

19　検査について

助成対象者は、理事長が関係職員をして助成事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は助成事業について報告を求めさせた場合には、　これに応じなければならないものとする。

20　財産処分の制限

助成対象者が、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産を助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないものとする。

21　その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、助成対象者と協議の上、別に定めるものとする。

第１号様式

年　　月　　日

一般社団法人江東区観光協会

理事長　　　　　　　　　殿

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

**江東区観光土産品開発事業費助成金交付申請書**

　江東区観光土産品開発事業費助成金交付について、下記のとおり助成金の交付を　申請します。

記

１　事業内容 　別紙１「事業計画書」のとおり

２　事業に要する経費 　別紙２「収支予算書」のとおり

（助成金交付決定前にご提出いただく書類等）

１　見積書

２　試作品又は製品をイメージできるイラスト等

３　個人事業者

　　・住民票

・特別区民税納税証明書（最新のもの）

４　法人の場合

　　・商業（法人）登記事項証明書

・定款又は会則

　　・法人都民税納税証明書（最新のもの）

※グループによる申請の場合は、すべての構成員について３又は４を提出のこと。

第１号様式（添付　別紙１）

**事　業　計　画　書**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業テーマ（商品名） |  |
| 事業の目的及び内容 |  |
| 事業期間 | 　　　　年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで |
| 事業スケジュール |  |
| 開発商品概要（特徴・類似商品との比較・大きさ等） |  |
| 開発商品の販売方法・予定価格等 |  |
| 実施体制及び役割分担 |  |
| 成果目標 |  |

第１号様式（添付　別紙２）

**収　支　予　算　書**

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 収入 | 支出 |
| 科目 | 予算額 | 科目 | 予算額 |
|  |  | 　 | 　 |
| 合計 | 　 | 合計 | 　 |

第２号様式

第　　　号

年　　月　　日

　殿

一般社団法人江東区観光協会

　　理事長

**江東区観光土産品開発事業費助成金交付決定通知書**

　　年　　月　　日付で申請のあった江東区観光土産品開発事業費助成金について、下記により交付決定したので通知します。

記

１　助成金交付予定額 金　　　　　　　円

２　助成対象事業名

３　交付条件

（１）通　　則

　本助成金の交付対象者は、本通知書に定めるもののほか、江東区観光協会が別に定める江東区観光土産品開発事業費助成金交付事業要領に　従わなければならない。

（２）事故報告

助成金の交付を受けた後で、事業を中止又は事業内容を変更するときは、あらかじめ理事長の承認を得ること。

（３）実績報告

助成対象事業終了後、速やかに実績報告書に収支決算書を添えて理事長に提出しなければならない。

（４）助成金の額の確定

本通知書の助成金交付額は、交付申請に基づく内示額であり、助成金額の　　確定は（３）による実績報告書を審査し、交付決定の内容及びこれに付した　条件に適合するものと認めたときに確定し、助成事業者に通知する。

第３号様式

第　　　号

年　　月　　日

　殿

一般社団法人江東区観光協会

　　理事長

**江東区観光土産品開発事業費助成金交付不承認通知書**

　　年　　月　　日付で申請のあった江東区観光土産品開発事業費助成金については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

１　不承認の理由

第４号様式

年　　月　　日

一般社団法人江東区観光協会

理事長　　　　　　　　殿

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

**江東区観光土産品開発事業費助成金に係る助成事業の**

**変更・中止（廃止）承認申請書**

　　　年　　月　　日付　第　　　号をもって交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり変更・中止（廃止）したいので申請します。

記

１　事業の名称

２　助成金交付決定額 金　　　　　　　円

３　変更・中止（廃止）の内容及び理由

第５号様式

第　　　号

年　　月　　日

　殿

一般社団法人江東区観光協会

　　理事長

**江東区観光土産品開発事業費助成金に係る助成事業の**

**変更・中止（廃止）承認書**

　　　年　　月　　日付で提出のあった標記事業の変更・中止（廃止）申請について、下記のとおり承認したので通知します。

記

１　事業の名称

２　承認内容

３　付帯条件

第６号様式

年　　月　　日

一般社団法人江東区観光協会

理事長　　　　　　　殿

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

**江東区観光土産品開発事業費助成金実績報告書**

　　　年　　月　　日付　第　　　号により、交付決定を受けた標記事業を完了したので、下記のとおり報告します。

記

１　助成対象事業名

２　交付決定額

３　実施事業の内容 　 別紙１「事業報告書」のとおり

４　資金及び必要経費決算内容 別紙２「収支決算書」のとおり

５　添付書類

・納品書、領収書の写し

・完成品写真等

・商標等申請書及び商標等を取得したことを証明するものの写し

・広告宣伝ポスター・チラシの成果物

第６号様式（添付　別紙１）

**事　業　実　績　書**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業テーマ（商品名） |  |
| 事業期間 | 　　　年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで |
| 事業内容 |  |
| 事業成果 |  |

第６号様式（添付　別紙２）

**収　支　決　算　書**

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 収入 | 支出 |
| 科目 | 決算額 | 科目 | 決算額（税込） |
|  | 　 | 　 | 　 |
| 合計 | 　 | 合計 | 　 |

備考　科目ごとに経費の執行実績を明らかにする資料（領収書等）を添付すること。

第７号様式

第　　　号

年　　月　　日

　殿

一般社団法人江東区観光協会

　　理事長

**江東区観光土産品開発事業費助成金交付額確定通知書**

　　　年　　月　　日付　第　　号により交付決定した標記事業の助成金について、　　年　　月　　日付をもって提出された実績報告書を審査した結果、下記のとおり助成金交付額を確定したので通知します。

記

１　助成金交付確定額 金　　　　　　　　　円

２　助成金交付決定額 　 金　　　　　　　　　円

第８号様式

年　　月　　日

一般社団法人江東区観光協会

理事長　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

事業者名

代表者名

電話番号

**江東区観光土産品開発事業費助成金請求書**

　　　年　　月　　日付　第　　号により確定通知のあった江東区観光土産品開発　事業費助成金について、下記のとおり請求します。

記

１　事　業　名

２　助成金請求額　　　　金　　　　　　　　　　円

３　振込銀行口座

振込先

口座の種類

口座番号

（フリガナ）

口座名